

小諸市子ども・子育て支援事業計画について



令和4年9月15日
第1回小諸市子ども・子育て会議

市町村子ども・子育て支援事業計画とは

急速な少子化の進行を鑑み、子ども及びその保護者に必要な支援を行い、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的として、平成27年4月に「子ども・子育て支援法」が施行された



市町村は必要な支援を行うため、「子ども・子育て支援法」に基づき、国の定めた基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえ、**地域の実情にあわせた「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、この計画に基づき子育て支援を行うこととされた**

国が定める子ども・子育て支援の基本理念等ポイント

- ・「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本とする
- ・核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、多くの待機児童の存在（今のところ小諸市はいません）、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化
- ・乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や、他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保証することが必要
- ・社会のあらゆる分野における全ての人が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、それぞれが協働し役割を果たすことが必要 など

市町村子ども・子育て支援事業計画について

市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における
幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援に係る保育ニーズに対
する、子育て支援サービスを提供するための計画



この保育ニーズを洗い出すため、子育て世帯に対してニーズ調査を
行い、この調査結果や年齢別の将来人口推計に基づき、保育園の利
用定員等の量の見込みを把握する



ニーズ調査により算出された量の見込みに基づき、保育等サービス
の内容や実施時期について、市町村子ども・子育て支援事業計画の
内容に盛り込む

小諸市子ども・子育て支援事業計画

○計画期間

第1期計画(平成27年3月作成) 平成27年度 ～ 令和元年度までの5年間

第2期(現行)計画(令和2年3月作成) 令和2年度 ～ 令和6年度までの5年間

○現行計画(第2期計画)の趣旨

第1期計画期間における取組の成果や課題等を踏まえ、更なる子育て支援の充実を図るため策定

○現行計画(第2期計画)の位置づけ

子ども・子育て支援法第61条に基づいた計画であり、同時に、次世代育成支援法、母子保健法、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、子どもの貧困対策の推進に関する法律などを踏まえ、子どもが健やかに育つために必要な施策を推進す計画として位置づけており、小諸市の全ての計画・事業の基本となる「小諸市総合計画」を上位計画として整合性を保ちながら、関連分野の個別計画と連携を図っている ※現行計画書2ページに記載

第2期小諸市子ども・子育て支援事業計画

1 基本理念

子どもが輝き やさしさつながる 笑顔あふれる 小諸市

2 基本目標

1. 子どもが安心して育つまち
2. 子どもがたくましく心豊かに育つまち
3. 子どもと子育て家庭が住みよいまち
4. 子どもと子育て家庭をみんなで応援するまち

※基本理念、基本目標ともに第1期計画を継承

基本施策と実施事業（基本目標1）

（1）幼児期の教育・保育の充実

- ①教育・保育事業：3歳未満児（3号認定）の入園希望が増加していく見込み。令和2年度に幼稚園1園が認定こども園に移行し受入れ体制が確保される。公立保育園は、全体で需要を満たす規模を確保。令和4年度には、老朽化した2園を統合し新たな保育園を開園する。
- ②延長保育事業：通常の利用日、利用時間以外に保育園、認定こども園等において保育を実施する。
- ③一時預かり事業：家庭において保育することが一時的に困難となった乳幼児を、幼稚園、保育園等において必要な保育を行う。
- ④病児保育事業：病気療養中や回復期の子どもを病院、保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育する。令和3年度より複合型中心拠点誘導施設内で事業開始する。

基本施策と実施事業（基本目標1） 続き

（2）子ども・子育て支援の充実

- ①利用者支援事業：幼稚園、保育園等の施設情報や地域の子育て支援の情報提供と育児相談や関係機関との連絡調整を行う。
- ②地域子育て支援拠点事業：乳幼児とその保護者の相互交流を行う場所を開設し子育ての相談、情報提供、助言を行う。
- ③子育て支援の情報提供の充実：子育てに関する情報の市HPサイトの充実とコミュニティテレビこもろやスマートフォン・アプリの活用等により情報提供を行う。

（3）子どもと親の健康の確保

- ①妊産婦健康診査：妊産婦の健康の保持と増進を図るため、妊産婦に対する健康診査等を実施する。
- ②乳児家庭全戸訪問事業：生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。
- ③母子保健の推進：乳幼児の成長発達の確認とともに、保護者が安心して子育てできるよう母子保健を推進する。

基本施策と実施事業（基本目標2）

（1）子どもの健全な育成

- ①子育て教育相談事業：各種相談事業については身近で利用しやすい相談場所として周知を図り、個別の相談をきめ細やかに対応する
- ②小学校学習支援事業：小学校低学年時を中心に学習習慣や生活習慣の形成のため、支援教員を小学校に配置する。障がいのある児童生徒に適切な指導や必要な支援を行う学校生活支援員を各学校に配置する
- ③子どもの生活リズムの改善：子どもたちの睡眠習慣の乱れは、学習意欲や学力の低下、不登校など様々な課題の要因となっている。睡眠時間を確保し、生活リズムを整えることが子ども達の課題改善の糸口となると考えられるため、眠育（睡眠教育）を実施する。
- ④幼児教育の推進：幼児教育の質の向上を目的として、幼保小連絡会、幼児教育推進委員会と連携し、取り組みを進める。小諸図書館では、子ども達が様々な本や人と出会い、「豊かな心」「自ら考え、行動できる力」が自然と育まれるよう支援を行う。

基本施策と実施事業（基本目標2） 続き

- ⑤メディアコントロール推進：家庭・学校・地域の連携のもと、有害情報やインターネットを介した犯罪から子どもを守るため、情報機器の適切な利用啓発や、モラル対策の学習会など、社会全体で子どもを守っていく気運を高め、子どもが安心して生活できる環境づくりを推進する。
- ⑥放課後の居場所づくり：児童クラブは、保護者が就労等により、放課後保育にかける児童に健全な育成を図る保育を行う。坂の上クラブ、野岸クラブ、ちくまキッズクラブで実施。
- ⑦運動遊び事業：学力・体力・道徳力の向上のため保育園、幼稚園、小学校低学年に運動遊びを取り入れ、心身ともに健やかに成長するための支援を行う。

基本施策と実施事業(基本目標3)

(1)障がいのある子どもへの支援

①障がいのある子供への支援:障がい児及びその家族に、乳幼児期から高校卒業までの効果的な支援を身近な場所で提供する体制や地域支援体制の構築、関係機関との支援の連携、地域社会への参加推進、障がい児に対する支援体制整備、障がい児相談支援の提供体制の確保等を行う。

(2)児童虐待に対する取り組み

①児童虐待対応の体制整備:様々な困難ケースについて、要保護児童対策地域協議会の関係機関が連携し適切な支援を行う。また、令和4年度を目標に、児童虐待の発生予防、早期発見発生時の迅速・的確な対応を行うための小諸市子ども家庭総合支援拠点の体制整備を進める。

②養育支援訪問事業:養育支援が特に必要な家庭を訪問して、指導・助言を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保する。

③子育て短期支援事業:保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を、児童養護施設等に入所させ必要な保護を行う。

基本施策と実施事業(基本目標4)

(1)子育て家庭への社会的支援

- ①子育て家庭への支援:子育て世帯に、経済的支援、就労支援を行う。(児童手当、福祉医療給付、就学援助等)
- ②ひとり親家庭への支援:生活の安定と自立支援のため、各種手当の支給や相談等の支援を行う。
(児童扶養手当、福祉医療給付、母子寡婦福祉資金貸付制度等)
- ③補足給付事業:令和元年10月からの幼児教育・保育無償化に伴い、私立幼稚園の低所得世帯に副食費補助を開始。
- ④奨学金制度:高等学校及び大学等への進学ために奨学金を貸与及び給付する。(大津秀子奨学金、あさま奨学金)
- ⑤子どもの貧困に関する取組の推進:貧困の世代間連鎖を断ち切るべく、福祉や教育等の施策取組の過程で得られる子ども達の状況に関する情報を活用し、抱える困難を早期に把握し、必要な支援につながるよう、相談支援体制を充実させる。また、家庭や学校、地域や関係機関・団体等と連携して必要な支援を行う。

基本施策と実施事業(基本目標4) 続き

(2)地域における子育て支援

- ①ファミリーサポートセンター事業:乳幼児や小学生の預り等の支援を会員同士の相互援助活動で行う事業。小諸市社会福祉協議会に委託し、令和2年度より事業を開始している。
- ②ワークライフバランスの推進:企業・事業主に対し、託児施設の設置、働き方改革に労働環境の整備促進、育児休業制度の就業規則への規定、短時間勤務制度の利用促進等について啓発を行い、取り組みの促進を図る。
- ③男女共同参画の推進:小諸市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画を推進するため、令和2年度に「男女共同参画プラン7」を策定し、男女共同参画推進セミナーを開催する。

(3)安全・安心な環境整備

- ①安全・安心な生活環境の整備:児童の安全・安心な生活環境の確保のため、登下校・通学環境の整備、防犯対策や各施設の適正な管理について関係機関と連携して取り組む

計画の量の見込みと確保内容について

子ども・子育て支援事業計画の各事業（サービス）における「**量の見込み**」と「**確保内容**」は、推計児童数やニーズ調査による利用希望、また現状の利用状況等を踏まえ、サービスが必要とされる「**量の見込み**」を算出し、そのニーズ量に応じた「**確保内容**」を定めることとなります。

現行の計画についても、平成30年度に実施したニーズ調査結果に基づき、各事業（サービス）の量の見込みがあり、これ対して確保内容（数量）を定めています。

※現行計画書32～51ページに記載

※過不足がある場合は、事業量の追加、施設整備等、計画の見直しの検討が必要になる

(参考) 保育園等の状況

- 小諸市内の保育園等（認可施設）
- ・ 保育園 公立6園 私立1園
 - ・ 幼稚園 私立3園
 - ・ 認定こども園 私立3園
 - ・ 小規模保育施設 私立1園

- 園児数
- ・ 保育園 715人（64％）
 - ・ 幼稚園 404人（36％）
- 内3～5歳児
- 保育園 452人（53％）
 - 幼稚園 404人（47％）

	令和4年4月1日現在								
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	定員	比較
東 保 育 園	1	7	17	20	20	20	85	100	△ 15
南 城 森 の 保 育 園	2	11	18	26	18	20	95	120	△ 25
美 里 保 育 園	2	12	20	19	22	16	91	90	1
南 保 育 園		13	21	22	23	23	102	150	△ 48
千 曲 保 育 園		3	3	9	8	5	28	60	△ 32
西 保 育 園		6	10	8	10	7	41	45	△ 4
公 立 保 育 園 計	5	52	89	104	101	91	442	565	△ 123
(私)ポッポの家保育園	5	26	14				45	55	△ 10
小 諸 幼 稚 園 園 児 数		1	3	5	6	7	22	20	2
保 育 認 定 園 児 数									
さ くら 保 育 園	4	11	16	19	13	19	82	84	△ 2
保 育 認 定 園 児 数									
み す ず 幼 稚 園		9	12	29	26	32	108	100	8
保 育 認 定 園 児 数									
ひ な た ぼ っ こ	5	10	1				16	19	△ 3
総 合 計	19	109	135	157	146	149	715	843	△ 128
R2総合計	51	116	107	118	123	133	648	763	△ 115
R3総合計	67	112	118	117	119	128	661	763	△ 102